

次期ごみ処理施設整備に関する都市計画決定について

概 要

- 現在、みやき町に存するごみ処理施設（溶融資源化センター）において、鳥栖市、上峰町、みやき町の1市2町において、ごみ処理を行っている。
- 現施設の設置期限が令和5年度までとなっていることから、現在1市2町に神崎市、吉野ヶ里町を合わせた2市3町で組織された「佐賀県東部環境施設組合」において、本市真木町への施設整備に向けた取り組みを進めている。

都市計画の変更・決定について

- 建築基準法の規定により、「都市計画区域においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされていることから、当該地に「ごみ処理施設」を建設するにあたっては、都市計画の決定が必要
- 当該地は、都市計画下水道（浄化センター）用地となっていることから、現在、「下水道の変更」と「ごみ焼却場の決定」の都市計画手続きを併せて実施している。
- 「ごみ焼却場」の都市計画決定にあたっては、県環境影響評価条例の規定に基づき、環境影響評価（環境アセスメント）手続きと併せて行う必要がある。

スケジュール（予定）

【都市計画手続き】

時 期	事 項	備 考
令和元年9月2日	都市計画原案説明会	参加者：15人
令和元年9月3日～9月17日	都市計画原案の縦覧	
令和元年9月24日	都市計画公聴会	公述人：7人
令和元年11月5日～11月19日	都市計画案の縦覧	意見書提出：なし ※環境影響評価準備書の縦覧と同時実施
令和2年7月中旬頃	都市計画審議会	環境影響評価書付議
令和2年8月中旬頃	都市計画決定告示	※環境影響評価書の縦覧と同時実施

【環境影響評価手続き】

時 期	事 項
平成28年度	計画段階環境配慮書の作成
平成29年度	環境影響評価方法書の作成
平成30年度	現地調査の実施
令和元年度	環境影響評価準備書の作成
令和2年度	環境影響評価書の作成